

(陳受4第8号)

都立武蔵野中央公園から掘削が行われる石神井川上流第一調節池(仮称)工事に対する安全対策を徹底することを求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日 令和4年5月31日

陳情者 石神井川上流第一調節池(仮称)工事を考える地域住民の会 ほか47名

陳情の要旨

このたびの東京都が実施する都立武蔵野中央公園から掘削が行われる石神井川上流第一調節池(仮称)事業(公園から立て坑を掘ってのシールドマシンによる地下掘削工事)につきましては中小河川の洪水対策上必要な整備ではありますが、工期が10年という長期にわたる大規模工事であり、周辺地域へ大きな影響を及ぼすことが想定されます。

現状では、都立武蔵野中央公園(以下「公園」という。)南側の市道第55号線から工事車両の10トントラックが、1日100台以上出入りすると聞いています。市道第55号線(幅員10メートル、車両2車線)は片側にしか歩道がなく、安全対策上問題があります。この歩道は千川小学校・第四中学校の通学路としてだけでなく、近隣の子育て支援施設0123はらっぱや保育園の子どもたちの往来も多く、通勤等を含め歩行者や自転車等、危険性が大きく、交通事故発生への懸念や車道においては、路線バスの運行へも支障を来すと考えます。また振動・騒音・土ぼこり等による周辺住民への住環境に悪影響を及ぼすと考えます。以上のことから公園西側にある市道第114号線(都道3・3・6号線(通称伏見通り)、幅員25メートル、車両4車線、両側に歩道あり)からの出入りのほうが、より安全性が確保できると考えます。

立て坑(直径35メートル、深さ50メートル)の掘削について民家から20メートルも離れていない公園南側の歩道際(多くの子どもたちや家族連れが利用する頻度の高い、月待台・風を見る丘付近)で行うこととともに、防音棟(高さ10メートル以上、幅50メートル以上)が建設されると聞いています。掘削工事により想定される振動・騒音・土ぼこり並びに地域地盤への影響を考えると、立て坑の場所はより公園内部へ移動することでより安全に配慮ができると考えます。

さらに、立て坑に付随して建設される工事用やぐら(高さ30メートル)についても、万が一の事故等の影響を最小限にするために通学路となる歩道からできる限り離すことが必要です。

今回の東京都の工事計画について、市民の安全対策を最優先に考え、下記に示した地域住民の要望実現に向けて、武蔵野市議会として東京都へ意見書を提出していただけるようお願いいたします。

記

- 1 市立千川小学校・市立第四中学校の通学路への影響を最小限にし、工事期間の安全性をより高めるために土砂運搬用車両等の出入口を都立武蔵野中央公園西側へ変更すること。
- 2 市立千川小学校・市立第四中学校の通学路への影響を最小限にし、また近隣住

民への工事期間の安全性をより高めるために立て坑の掘削（建設）場所を公園内部へ移動すること。